

5 要配慮者支援に取り組もう

地域の中には、高齢者や障がい者、外国籍住民、乳幼児、妊婦など災害時に弱い立場に置かれる人々、いわゆる「要配慮者（※1）」が日々の生活を送っています。

そのうち、地震や風水害等の災害が発生したとき、又は発生の恐れがあるときに、自力での行動や家族などの支援を受けることが困難な「避難行動要支援者（※2）」が、地域の中で安否確認、避難誘導等の支援を受けることができ、安心して暮らすことができる地域をつくるためにも、自主防災組織の役割は重要です。

※1：要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

※2：避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

（1）地域で取り組む要配慮者対策

ア 日頃からのコミュニケーション

日頃の近所づきあいの中で、地域に暮らす要配慮者の把握に努めるとともに、様々な機会を通じて交流を持ちながら信頼関係を築きましょう。

イ 地域での協力・支援体制

日頃の連絡役は誰か、非常時には誰が誰を救援するのか、もし救援者が不在だった場合は誰が救援するか、被災後の生活をどのように支援するのかなど、日常・非常時・被災後の支援方法や体制を明確にしておきましょう。

一人の避難行動要支援者に対して複数の住民による支援体制を組みましょう。

ウ 防災環境の点検

避難路は車椅子でも通れるか、路上に放置自転車などの障害物はないか、耳や目の不自由な人や外国人向けの警報や避難の伝達方法は確立されているかなど、要配慮者の身になって地域の環境づくりを進めましょう。

（2）災害時の外国人支援など

災害発生時には、地域で暮らす外国籍住民や旅行中の外国人が一般市民と同じ状況で被災することが考えられます。

外国籍住民及び外国人旅行者については、日本語を話せないことや、被災地の地理や事情に不慣れなため、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、可能な限り多様な言語やひらがな・カタカナ等の分かりやすい言葉（やさしい日本語）による情報提供、絵や写真の提示など、多様な手段により情報提供を行うことが望まれます。

自主防災組織においても、地域に居住する外国人を考慮に入れた活動を行う必要があります。同様に妊産婦や幼児・乳児、土地勘のない旅行者など、災害時に支援が必要となるかもしれない人々についても幅広く考慮しながら活動することが求められます。

《外国籍市民に関する各種相談、支援に関する問い合わせ先》

人権共生課 多文化共生担当：75-2245（直通）

(3) 災害時住民支え合いマップ

災害時における要配慮者（一人暮らし高齢者や障がい者等）の安否確認や避難支援は、行政の援助だけでは限界があり、地域の支え合い活動による支援体制の構築が重要となっています。

市では、自治会、社会福祉協議会等と連携し、地域における避難支援体制づくりを目指す「災害時要支援者登録制度」及び住民支え合いマップづくりを平成21年度から進めています。

現在マップを作成済みの自治会におかれましては、定期的に（年1回程度）要配慮者等の情報の更新をお願いします。

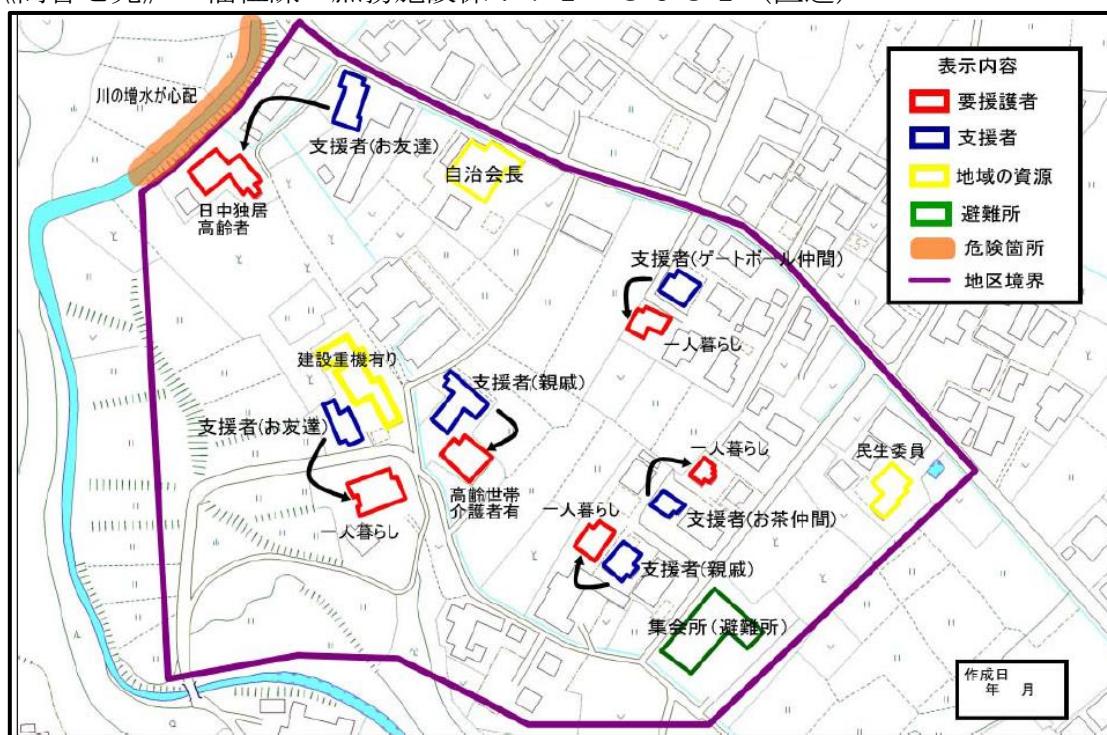
定期的な情報更新により、災害に活用できる実効性のあるマップとしましょう。

情報更新手続きと流れ

- ① 市からの情報提供（新規要配慮者等の情報）
- ② 自治会支援組織による要配慮者等への訪問調査
- ③ 市等への情報提供
- ④ 社会福祉協議会によるマップの更新 ⇒ 自治会へマップの提供
- ⑤ 完成したマップを基に検討会を開催

※ 市や社会福祉協議会では、可能な限りサポートいたしますので、ご不明な点等につきましては、お気軽にご相談ください。

《問合せ先》 福祉課 庶務施設係：71-8081（直通）



出典：「災害時助け合いマップ（住民支え合いマップ）策定マニュアル」（飯田市）